

中国独占禁止法の規制内容と特徴について

About regulation contents and the characteristic
of the Anti-Monopoly Law of the People's Republic of China

高 重迎

中国河南財経学院法学院

2007 年 9 月 15 日 受理

はじめに

独占禁止法は、市場競争を保護し、独占行為を抑制し、市場の正常な競争秩序を維持するための重要な法的制度である。中国では独占禁止に関する法律規定は、主に価格法や反不正当競争法などに定められているが、市場経済化と対外開放が進むにつれて、新しい環境に適応できなくなっていることから、系統的、かつ全面的な独占禁止法の制定が求められるようになった。

中国独占禁止法の起草作業は 1987 年 8 月に開始され、長年にわたって、独占禁止法草案が何回か修正された^(注1)。2007 年 8 月に第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 29 次会議で、独占禁止法（中国語で「反壟斷法」という。）が採択された。本法は、2008 年 8 月 1 日から施行される。

本稿では、公布されたばかりの中国の新しい独占禁止法について、規制内容や執行機関等を紹介する。

一 中国独占禁止法の制定経緯

1 中国市場経済への法整備

1978 年に改革開放を開始した中国では、現在多くの改革とそれに伴う法整備が進行中である。中国における経済関連の法整備を社会主義市場経済という観点からみれば、おおむね 3 つに分けることができる。①グローバル市場への統合のための法整備、つまり、国際化への市場統合であり、②国内市場の統合のための法整備であり、③計画経済体制から市場経済体制への移行に伴う法整備である。

国際的市場統合のための法整備の中心は、言うまでもなく、2001 年 12 月 11 日に加盟した世界貿易機関（WTO）における協定上の義務と加盟議定書における約束を履行するために進められている法整備である。

他方、国内市場の統合および市場経済化の双方にかかる重要な法整備上の課題として、独占禁止法の制定を挙げることができる。中国は計画経済から市場経済への移行プロセスにあるため、テレコム、銀行、医療、教育などの分野で、幅広い独占現象が見られる。

中国は既にWTOに加盟したが、経済活動における不正競争、業界独占など市場経済法則と一致しない現象が数多く見られ、行政独占も何度も禁止されたが、未だ無くなっている。計画経済から脱却したとはいえ、部・委員会等が行政権を利用して経済活動に関与する行政独占行為が習慣化しているのが実情である。そのため、一部の地方、また電力や石油、天然ガス、鉄道、電信、民間航空など一部の業界は独占的な状態にある。これらの問題が市場経済の中で目立つようになり、市場の公正さを大きく損なった。

中国は、1993年の憲法改正により「計画経済」という言葉を削除し、「社会主義市場経済」の導入を正式に表明（憲法修正7条）した後^(注2)、1993年9月1日に反不正当競争法を制定公布した（同年12月1日施行）^(注3)。同法は、日本の不正競争防止法と規制対象の主要部分が重なるほか、日本独占禁止法の規制対象の一部についても規制に加えている。また、1997年以来、価格法（1998年5月1日施行）などの法規に独占禁止の条項を盛り込んだが、市場経済が急速に発展しているため、分散した形の法律では独占的現象を十分規制することができないことが分かってきた^(注4)。すなわち、これらの法律は、先進各国の独占禁止法における重要部分に対応する実体的規定が欠如し、かつ法執行権限が不備であるため、その規制の実効性は必ずしも高くないと批判がなされるようになった。そのため、国内市場統合を妨げる地域封鎖、市場経済秩序を歪曲する政府各部門による競争制限および民間事業者による競争制限を幅広く規制対象とする、より包括的な独占禁止法の制定に向けた作業が長年にわたって続けられてきた。

2 独占禁止法立法遅延の理由

独占禁止法の立法が遅れた理由として、幾つかの点が挙げられている。すなわち、①中国では企業規模が小さく、結合的な市場構造の形成が産業政策の目的であり、当面独占禁

止法による企業合併・買収などを制限する必要はない。②独占禁止に関してはすでに反不正当競争法、価格法などの法律の中で規定されており、独占禁止法を制定する際にはこれらの関連法律との整合性を図らなければならぬ。③中国は元々計画経済国家であり、改革開放から、正式に社会主義市場経済を実行し始めた1992年から、わずか十数年しか経っておらず、独占禁止に関する知識および経験が少ない点が挙げられていた。

二 中国独占禁止法の規制内容

これまで中国には独占禁止法がなく、反不正当競争法、価格法といった法令の中に独占禁止関連の規定が規定されていたが、中国の新独占禁止法は、これら独占禁止に関する規定について体系的、網羅的に定めている。

以下、この新しく制定された中国独占禁止法の内容を紹介する。

1 独占禁止法の構成

独占禁止法は全8章57条からなり、各章は以下のように構成されている。

第1章が総則、第8章が附則であり、第2章独占的協定、第3章市場支配的地位の濫用、第4章企業結合および第5章行政権力の濫用による競争の排除・制限までが実体的規定で、第6章独占の疑いのある行為に対する調査および第7章法的責任等法執行に関する手続規定となっている。

2 独占禁止法の目的および適用範囲

独占禁止法は、独占的行為を規制して、市場での公平な競争を保護し、経済運営の効率を高めることにより、消費者および社会的公共の利益を保護することを目的としている

（1条）。独占禁止法が規制する主要な独占的行為としては、以下の3つの類型が挙げられている（3条）。

（1）事業者による独占的協定

（2）事業者による市場支配的地位の濫用

(3) 競争を排除、制限する効果を有する、またはそのおそれのある企業結合

独占禁止法は、上記3種類の独占的行為について、それぞれ1章を設けている。そのほか、独占禁止法は1章を設けて、行政権力を利用した競争の排除、制限行為を禁止することについて定めている。

ここでいう「事業者」(中国語は「経営者」)とは、商品の生産、経営またはサービスの提供に従事する個人、法人およびその他の組織をいう(12条1項)。

独占禁止法において関連市場とは、事業者が一定の時期に特定の商品またはサービスについて競争する場合の、当該商品またはサービスの範囲および地域的な範囲を指す(12条2項)。

独占禁止法は、事業者の中国国内における経済活動が独占的行為に該当する場合に適用されることは言うまでもない。このほか独占禁止法は、中国国外で行われた独占的行為であっても、当該独占行為が中国市场での競争を排除、制限する効果を有する場合には適用される(2条)。

3 独占禁止法執行機構と独占禁止委員会

独占禁止法によると、独占禁止法令の執行は、国务院の下に設置される独占禁止法執行機構(中国語は「反壟断執法機構」)が行う(10条1項)。独占禁止法執行機構は、独占の疑いのある行為を調査する権限を有し、独占的行為の停止を命じ、制裁金に処するなどの処分を行う権限が付与されている。独占禁止法執行機構は国务院の下に新たに設置されるのか、それとも国务院の既存の機関が独占禁止法執行機構として指定されるのかは明確ではない^(注5)。

このほか、独占禁止法は、独占禁止事務を組織、調整、指導する機関として、国务院が新たに独占禁止委員会(中国語は「反壟断委員会」)を設置する旨を規定している。

独占禁止委員会の職責は、以下のとおりで

ある(9条)。

- (1) 関係競争政策の研究、策定
 - (2) 市場の調査、市場全体の競争状況の評価ならびにその報告書の公表
 - (3) 独占禁止ガイドラインの制定
 - (4) 独占禁止法の執行業務の調整
 - (5) 国務院で規定するその他の職責
- 独占禁止委員会の組織および規則について国務院により規定される。

独占禁止委員会の具体的な職務としては、競争関係政策の策定、独占禁止に関する指針の制定、独占禁止行政・法執行事務の調整などが挙げられているが、独占禁止法令執行は上記のとおり独占禁止法執行機構が行うものとされており、日本の公正取引委員会とは若干性格を異にする^(注6)。

4. 独占的協定

独占禁止法第2章は、独占禁止法が規制する禁止行為のひとつである独占的協定について規定している。まず、競争関係にある事業者は、以下のような協定を締結することが禁止される(13条)。

- (1) 商品の価格を固定または変更する協定
- (2) 商品の生産数量または販売数量を制限する協定
- (3) 販売市場または原材料購入市場を分割する協定
- (4) 新技術、新設備の購入を制限し、また新技術、新製品の開発を制限する協定
- (5) 共同ボイコットを内容とする協定
- (6) 独占禁止法執行機構が認定する他の独占的協定

これは競争関係にある事業者間の水平的なカルテル(不当な取引制限)を規制するものである。このほか、独占禁止法は、事業者が取引相手との間の以下のようない約定も禁止している。(14条)。

- (1) 第三者に対する商品の再販売価格を固定する協定
- (2) 第三者に対する商品の再販売価格の最低価格を限定する協定

- (3) 国務院の独占禁止法執行機構が認定したその他の独占的協定

これらは垂直関係における協定であるが、独占禁止法はこれらを独占的協定に含めて規制することを明確にしている^(注7)。

5 市場支配的地位の濫用

市場支配的地位とは、一つの事業者、もしくは複数の事業者が総体として関連市場内において商品の価格、数量またはその他の取引条件をコントロールすることができ、または他の事業者が関連市場内に参入する能力を阻止し、もしくは影響を及ぼしうる市場地位を指す（17条2項）。

また、独占禁止法は、以下の7つの市場支配的地位の濫用行為を禁止している（17条1項）。

- (1) 不公平な高価格で商品を販売または不公平な低価格で商品を購入すること
- (2) 正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売すること
- (3) 正当な理由なく、取引相手との取引を拒否すること
- (4) 正当な理由なく、取引先が自己との間でのみ取引するよう制限し、またはその指定した事業者との間でのみと取引するよう制限すること
- (5) 正当な理由なく、商品を抱き合わせて販売する、またはその他の不合理な取引条件を取りに当たって付加すること
- (6) 正当な理由なく、条件が同等の取引先に対して、取引価格等の取引条件において差別的取扱をすること
- (7) 独占禁止法執行機構が認定する他の市場における支配的地位を濫用する行為

このほか、市場支配的地位の認定に関しては、以下の要因を考慮しなければならない。（18条）。

- (1) 当該事業者の関連市場における市場占有率および関連市場の競争状況

- (2) 当該事業者の販売市場または原材料調達市場をコントロールする能力

- (3) 当該事業者の財力および技術的条件

- (4) 他の事業者の当該事業者に対する取引上の依存度

- (5) 他の事業者による関連市場への参入の難易度

- (6) 当該事業者が市場の支配的地位を有することを認定する上で関連するその他の要素

また、以下の3つの条件の1つに該当する場合は、市場支配的地位を有すると推定される（19条）。

- (1) 関連市場における単独の事業者の市場占有率が2分の1に達している場合

- (2) 関連市場における二つの事業者の市場占有率の合計が3分の2に達している場合

- (3) 関連市場における三つ以上の事業者の市場占有率の合計が4分の3に達している場合

上記(2)および(3)に定める状況で、そのうちのある事業者の市場占有率が10分の1に満たない場合は、当該事業者が市場における支配的地位を有すると推定してはならない。

6 企業結合規制

- (1) 企業結合の定義

独占禁止法は、企業結合について、以下の3つの状況が挙げられている（20条）。

- ①事業者が合併する場合

- ②事業者が他の事業者の十分な数量の議決権を有する株式または資産を取得する場合

- ③事業者が契約等の方法により他の事業者の支配権を取得すること、またはその他の事業者に対して決定的な影響を与えることが可能となる場合

つまり、企業結合とは、合併、株式および資産の買収およびその他の方法により、事業者が他の事業者の支配権を取得すること、またはその他の事業者に決定的な影響を与える

ことができるようになることを指す。

(2) 届出基準

企業結合が、國務院の定める届出基準に達した場合、事前に独占禁止法執行機構に届出しなければならず、届出をすることなく企業結合を実行してはならない（21条）。独占禁止法は、国内企業間の企業結合と外国企業との企業結合を区別していないし、具体的な届出基準も定めていない。現行の「外国投資者による国内企業の買収に関する規定」が定める、外国投資者による国内企業の買収および外国企業間の買収の場合の、中国における届出条件がそのまま適用されるか、または新たな基準が定められるかは、不明である^(注8)。

(3) 二段階審査

事業者が上記により届出をすると、独占禁止法執行機構が30日間の一次審査を行い（25条）、さらに二次審査を実施するかどうかを決定する（25条）。30日以内に二次審査を実施しない決定を下した場合、および30日を経過するまで何も決定しない場合は、事業者は結合を実施することができる。すなわち待機期間は最低30日である。

独占禁止法執行機構が30日以内に二次審査を実施すると決定した場合は、さらに90日間の審査をし、企業結合を禁止するかどうかを書面で決定する（26条1項）。事業者が同意する場合、関連書類に不足がある場合などには、この期間をさらに最高60日間延長することができる（26条2項）。これにより、待機期間は、一次審査の期間を含めて、最長180日になる可能性がある。

(4) 審査の注意事項

企業結合を審査する場合、次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない（27条）。

①結合の当事者である事業者の関連市場における市場占有率およびその市場に対する支配力

②関連市場における市場結合度

③企業結合が市場参入、技術進歩に対して与える影響

④企業結合が消費者および他の関連事業者

に対して与える影響

⑤企業結合が国民経済の発展および社会公共利益に対して与える影響

⑥独占禁止法執行機構が考慮すべきと認める市場競争に影響を与えるその他の要素

(5) 企業結合の禁止規定

このほか、企業結合が競争の排除、制限効果を有し、または有する恐れがある場合、独占禁止法執行機構は、企業結合の禁止を決定しなければならない。ただし、企業結合が競争条件および競争状況を改善でき、かつ競争に対して生じる有利な要素が不利な要素よりも明らかに大きいこと、または企業結合が公共の利益の要求に合致することを事業者が証明できる場合には、独占禁止法執行機構は、企業結合を禁止しないと決定することができる（28条）。独占禁止法執行機構が企業結合を禁止しない場合は、企業結合に制限的条件を加える旨決定することができる。（29条）。

7 行政権力の濫用による競争の排除、制限規制

独占禁止法は行政による競争制限も原則的に認めない規定を設けた。本法32条で、行政権力の濫用による競争の排除、制限する行為について明確に禁止すると規定されている。

また、以下に挙げる行政独占行為は禁止される（33条）。

①他の地域の商品に対して差別化した料金徴収項目を設定し、差別化した料金基準を実行し、または差別化した価格を設定すること。

②他の地域の商品に対して当該地域の同類商品と異なる技術上の要求、検査基準を用い、または他地域の商品に対して複数検査、複数認証等の差別的な技術上の措置を講じ、他地域の商品の当該地域市場への参入を制限すること。

③他の地域の商品のみに対する行政許可を実施して、他の地域の商品の当該地域市場への参入を制限すること。

- (4) 檜間所の設置またはその他の手段を講じ、他の地域の商品の参入または当該地域の商品の流出を阻害すること。
- (5) 他の地域間における商品の自由な流通及び十分な競争を妨害すること。

このほか、行政機関が、差別化した資格要件、審査基準を設定し、または法に基づく情報を公表しない等の方法により、他の地域の事業者による当該地域の入札活動への参加を排斥又は制限すること（34条）、域外企業の域内投資や拠点設立を制限すること（35条）なども禁止される。

8 独占的行為に対する調査

独占禁止法執行機構が独占行為を調査する権限を有する。独占禁止法執行機構は、調査のために、以下の措置をとることができる（39条）。

- (1) 調査対象の事業者の営業施設およびその他の関連施設に立入検査を行うこと。
- (2) 調査対象の事業者、利害関係者またはその他の関連単位および個人に質問し、その関連状況の説明を求めること。
- (3) 調査対象の事業者、利害関係者またはその他の関連単位および個人に関連する書類、協議書、会計帳簿、業務書簡、電子データ等の文書、資料の提供を要求し、またはそれらを閲覧・複製すること。
- (4) 関連証拠を差押え、押収すること。
- (5) 事業者の銀行口座を問合わせ、凍結すること。

いかなる企業および個人も、独占行為と疑われる行為について、独占禁止法執行機構に通報することができる（38条）。また、独占の疑いのある行為を調査する場合、執行者は二人を下回ってはならず、かつ証明書類を提示しなければならない。執行者が質問及び調査を行う場合は、調書を作成し、かつ質問対象者又は調査対象者の署名を得なければならない（40条）。独占禁止法執行機構およびその職員は、法に従い職責の履行において

知り得た営業秘密について秘密保持義務を負う（41条）。調査対象の事業者、利害関係者またはその他の関連単位および個人は、独占禁止法執行機構に協力して法に基づく職責の履行に協力しなければならず、独占禁止法執行機構の調査を拒絶し、妨害してはならない

（42条）。調査対象の事業者、利害関係者は意見を述べ、弁明する権利を有する。独占禁止法執行機構は、調査対象の事業者、利害関係者の提出した事実、理由及び証拠につき事実確認を行なわなければならない（43条）。独占禁止法執行機構は、独占の疑いのある行為を調査し事実確認を行った後、独占的行為を認めた場合には処理の決定をしなければならず、当該決定を公表することができる（44条）とそれぞれ規定されている。

なお、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、独占禁止法執行機構は調査を再開しなければならない（45条）。

- (1) 事業者が約束したことを履行しない場合
- (2) 調査中止を決定した根拠となる事実に重大な変化が生じた場合
- (3) 調査中止の決定が事業者の提供した不完全または真実ではない情報に基づいてなされている場合

9 法律責任

(1) 独占的協定の法律責任

独占禁止法は、事業者、事業者団体の独占的協定行為の法律責任および制裁金減免制度が設けられている

事業者が本法の規定に違反し、独占的合意を達成かつ実施した場合には、独占禁止法執行機構が違法行為の停止を命じ、前年度販売額の1パーセント以上10パーセント以下の制裁金に処し、かつ違法所得を没収する。独占合意を実行していない場合は、50万元以下の制裁金を課すことができる（46条1項）。

事業者が自発的に独占禁止法執行機構に独占的合意の達成に関する状況を報告し、かつ

重要な証拠を提出した場合には、独占禁止法執行機構は情状を酌量して当該事業者に対する処罰を軽減または免除することができる（46条2項）。

この規定は日本の課徴金減免制度と類似するものである。

事業者団体が本法の規定に違反し、本業界の事業者を指導して独占的協定を締結した場合、独占禁止法執行機構は50万元以下の制裁金に処することができる。情状が嚴重である場合は社会団体の登録を取り消すことができる（46条3項）。

（2）市場支配的地位の濫用行為の法律責任
事業者が本法の規定に違反し、市場における支配的地位を濫用し、競争を排除し、または制限する場合には、独占禁止法執行機構が違法行為の停止を命じ、前年度販売額の1パーセント以上10パーセント以下の制裁を課し、かつ違法所得を没収することができる（47条）。

（3）企業結合行為の法律責任

事業者が本法の規定に違反し、企業結合を実施した場合には、独占禁止法執行機構が50万元以下の制裁金に処し、かつ結合実施の停止を命じ、または期限を定めて株式、資産の処分、営業の譲渡およびその他の必要な措置を講じ、企業結合の実施前の状態に復させるよう命じることができる（48条）。また、独占禁止法執行機構が具体的な制裁金額を確定する場合は、違法行為の性質、程度および継続した時間等の要素を考慮しなければならない（49条）。

（4）行政独占行為の法律責任

行政機関および公共組織が行政権限を濫用し、競争を排除し、または制限する行為を行った場合には、上級機関が是正を命じる。直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して法に従い処分する。法律、行政法規が、行政機関および公共組織の行政権限濫用による競争排除また制限行為に対する処分につき別途規定する場合は、その規定に従う（51条）。

この規定は、反不正当競争法の現行規定を踏襲したものである。

（5）法執行における罰則

調査を拒絶し、または阻害した場合、関連資料、情報の提供を拒絶し、または虚偽の資料、情報を提供した場合および証拠を隠匿、廃棄、移転した場合は、独占禁止法執行機構が是正を命じ、個人に対しては2万元以下の制裁金を課すことができ、事業者に対しては20万元以下の制裁金を課すことができる。情状が嚴重である場合には、個人にたいして2万元以上10万元以下の制裁金を課し、事業者に対しては20万元以上100万元以下の制裁金を課す。犯罪を形成する場合は、法に従い刑事責任を追及する（52条）。また、執行過程において職権を濫用し、職務懈怠し、私情のために不正行為を働き、または実行過程で知り得た事業者の営業秘密を漏洩し、犯罪を形成する場合は、法に従い刑事責任を追及する。犯罪を形成しない場合は、法に従い処分を与える（54条）と規定されている。

10 適用除外

独占禁止法は独占的協定行為を禁じる一方で、一定の目的を持った以下の独占的協定は本法を適用しないとしている（15条）。

- （1）技術改良、新製品の研究開発のためである場合
- （2）製品品質の向上、原価の引下げ、効率の増進、製品規格および基準の統一のためである場合
- （3）中小事業者の経営効率を高め、中小事業者の競争力を増強するためである場合
- （4）エネルギーの節約、環境の保護、災害救助などの社会公共の利益を実現するためである場合
- （5）経済的不況による販売量の著しい減少または生産の明らかな過剰を緩和するためである場合
- （6）対外貿易および経済協力における正当な利益を保障するためである場合
- （7）法律と国務院が規定するその他の事由

四 中国独占禁止法の特徴

1 包括的な法規制

中国の新しい独占禁止法は、共同行為、市場支配的地位の濫用および企業結合の3つの実体的規制を柱とするEU競争法モデルを採用している^(注9)。しかし、これら規制のほかに、行政権力の濫用による競争の排除または制限、いわゆる行政独占行為という日本や欧米の競争法では見慣れない規制が付け加えられており、その点で大きな独自性を有している。^(注10)

EU競争法をモデルとする基本構造は、以前の草案にも見られたもので、当初から一貫している^(注11)。

①独占的合意として、価格カルテル、数量制限カルテル、市場分割協定、新技術等購買または開発制限カルテル、共同ボイコット等水平的な合意（13条）に加え、再販売価格維持などの垂直的合意（14条）および入札妨害（34条）を禁止すると規定する。ただし、13条と14条の合意については、技術促進、効率性の増加等の目的を達成するなど一定の要件を満たす場合は、適用除外を認めている（15条）。これらの規定の構造および内容は、EU競争法85条の1～3項と類似点が多い。

②市場支配的地位の濫用として、不当に高価な商品販売、原価割れ販売、取引拒絶、取引強制、排他条件付取引、抱き合せ販売、不合理な取引条件の附加、価格等取引条件の差別等を禁止している（17条）。これはEU競争法86条の規定によく似た構造・内容を有する。

③企業結合に関する第4章は、企業結合の定義（20条）、事前届出の対象となる企業結合の範囲（23条）、初期審査と実質審査の二段階等の規定を設けており（25条）、これもEU競争法の企業結合規制規則^(注12)と類似点が多い。

前述のとおり、反不正当競争法は、公益企業等による購買先指定（6条）、原価割れ販売（11条）、抱き合せ販売（12条）、入札談合（15条）といった一部の競争制限行為を規制対象とするのみで、先進諸国の独占禁止法制との比較では、価格カルテル等多くの共同行為や企業結合が規制対象から外れる不完全な法制であった。しかし、これを補うように、1998年に制定された「価格法」が価格カルテルを含む不正価格行為を禁止し^(注13)、さらに、同法に基づく2003年に施行された「価格独占行為の制止のための暫定規則」^(注14)が、政府価格主管機関に対して価格カルテルを含む価格独占行為^(注15)を規制する権限を与えている。また、同年施行された「外資投資企業による国内企業の買収に関する暫定規定」^(注16)により、外資企業による国内企業の買収および外国企業間の域外買収に限定されるものの、市場の過度の結合または正当な競争の妨害により消費者の利益を損なうおそれの有無という基準の下で、商務部および国家工商行政管理局が買収を審査する手続きが設けられた。

これら現行の独占禁止規制に対しては、法令の分散や体系性、全体性および統一性の欠如等が指摘され、体系的かつ包括的な独占禁止法により国の競争政策を統一する必要性が認識されていた^(注17)。こうした中国の現行独占禁止規制の不完全性および分散状況と比較すれば、本法の基本構造は規制の包括と一本化を達成する大きな進歩と評価できよう。

2 行政独占行為の規制

中国独占禁止法の独自性といえる行政的競争制限行為の規制^(注18)は、従来の規制においても反不正当競争法や国务院による通知および規定等によりすでに導入されていた。たとえば、反不正当競争法7条1項は「政府およびその所属機関は行政権力を濫用して、他人にその指定する事業者の商品を購入するよう限定し、他の事業者の正当な事業活動を制限してはならない」、同2項は「政府および

その所属機関は行政権力を濫用して、他の地区的商品が当該地区に流入すること、または当該地区的商品が他の地区へ流出することを制限してはならない」とそれぞれ規定し、行政権力の濫用による購入先指定および地域封鎖を禁止している。さらに、同法30条は、政府およびその所属機関が同法7条の規定に違反した場合、「上一級機関がその改正を命ずる、情状が重大である場合は、上一級機関が直接の責任者に対して行政処分を下す…」と規定している。

同法で規制されている購入先指定および地域封鎖はより大きな行政独占行為の問題の一部に過ぎないと理解されている^(注19)。行政独占行為を独占禁止法により規制するという考え方は日本など先進国からは理解されにくい^(注20)。しかし、行政権力の市場経済への関与が幅広く行われている中国においては、政府各機関による電気通信、郵便、電力、ガス、水道、鉄道運輸等の特定業界独占と地方政府による地方産業保護のための地方封鎖を打破することによる国内市場統合の促進が重要な政策課題とされており^(注21)、独占禁止法の制定によってこれら課題が解決されるのではないかと大きな期待が寄せられていた^(注22)。具体的には、行政独占の問題は反独占意識が低く、独立性のない上級機関による分散的な処理では解決できない^(注23)。起草グループに参画した専門家は「行政関与の独占禁止に関する条項が糺余曲折を経たのは、その原因が複雑であるほかに、一部の業界監督機関がつよく反対したからだ」と指摘しているとして、独立性の高い専門執行機関による、より統一的かつ包括的な規制の導入の必要性が求められていた。

3 独占禁止法執行機関の二層構造

中国独占禁止法は、同法の施行について独占禁止法執行機構と独占禁止委員会との二層構造を定めている。

独占禁止委員会は、国務院により規定され、独占業務を指導し、組織し、または調整する

責任を負い（9条）、より具体的には競争政策の研究起草、市場全体の競争状況の調査等を公表する。また、独占禁止法執行機構は、関係機関等の独占禁止執行業務の監督または調整、重大な独占禁止事件の処理の調整、その他の国務院の規定する職責を履行する（10条）。国務院が独占禁止の執行を委任する組織として独占禁止法執行機構があり、被疑独占行為の調査処理、独占行為の制止、事業者結合届出の受理または審査、その他の国務院の規定する職責を履行することになっている。

この職責区分から明らかなように、独占禁止委員会は、日本の公正取引委員会と名称が類似するがこれと同等なものと評価することができます^(注24)、むしろ国務院が委任する組織としての独占禁止法執行機構が、日本の公正取引委員会と同様、法の直接の執行機関である。しかし、9条が「国務院独占禁止委員会を設立する」と規定するのに対し、10条が「国務院規定が執行職責を負う機関は本法に基づいて……」という表現を用いていることから、後者は新設されるのではなく既存の行政機関に執行権限を委任することが想定されているといえる。また、執行権限を委任する機関において、「総称」という文言が用いられ、逆に従来の草案にあった「主管機関」という文言が削除されたことから、国務院の下にある単一の機関に執行権限を委任するのではなく、むしろ複数の機関が執行権限を分担することが予定されているといえる。中国国内では商務部、国家発展改革委員会および国家工商行政管理局の3つの政府機関が同法執行権限を分担することとなっている^(注25)。さらに、10条の2項で、執行機関が、業務の必要に応じ、各省、自治区または直轄市の政府の相応機関に対し、関連の業務を授權することができると規定しており、従来の草案に比べて大きな変更点である。

以上から、日本の公正取引委員会に相当する独立の専門執行機関の新設を想定していた前の草案と比べ、法執行機関の独立性と専門

性は大きく損なわれていると評価せざるを得ない。

終わりに

長年の検討を重ねて制定された独占禁止法は、独占的行為を防止・制限し、正当な市場競争を保護するとともに、消費者の利益と公共の利益を守るとしている。法律の制定について、全人代常務委員会の呉邦国委員長は、次のように語っている^(注26)。

「独占禁止法は、社会の実情に基づき、国際的な独占禁止の経験をもとに制定した法律である。この法律は、社会主义市場経済に符号するとともに中国経済の現状に適応しながら、独占の防止・制限と公平な競争を確保・促進するものである」

独占禁止法は、中国で市場と企業がまだ成熟していない状況に主眼を置き、企業に市場での支配的地位を濫用させず、一方で企業の規模拡大を制限するものではない。これについて、全人代常務委員会の胡康生法律委員会副主任は「独占禁止法の制定は、中国経済の現状に基づき、経営の結合による独占を制限するとともに、国内企業が規模を拡大し競争力を強めるためのものだ。多くの国の独占禁止法は、企業が市場の支配的地位を得るのに反対するわけではなく、地位を濫用して、消費者や他の事業者の利益を損なう行為を取り締まる。わが国の独占禁止法も明確にこの原則を反映している」と述べている^(注27)。

また、中国の経済界も、この法律を賞賛し肯定的な見方を示している。例えば、中国の大手のビール生産企業、青島ビールの金志国総裁は、次のように述べている^(注28)。

「世界の経済が一体化しつつある中で、独占は、中国企業の力を弱めるだけだ。したがって、市場競争を規範化する独占禁止法があるべきだ。我が社のようなビール生産企業は、競争によって成長し、競争によって消費者に利益を与えるべきだ。独占でもたらされる利益には限りがある。独占は、企業の競争力の

強化に有利ではない

中国の新しい独占禁止法は、オリンピックが開かれる2008年の8月1日に施行される。中国政府の関係部門は、現在、法律の施行の準備に大忙である。今後、中国独占禁止法がどのように執行されるか、大いに注目していただきたい。

注1 中国独占禁止法立法のプロセスは糸余曲折があった。筆者が知っている限りでは、1987年に、当時の国务院法制局は専門グループを発足させ、独占禁止と不正競争防止の一括法案を起草した。1988年に「独占禁止と不正競争防止に関する暫定条令草案」が提出された。当時の国家経済貿易委員会と国家工商行政管理局は調査の結果、独占は常態化していないとして、「独占禁止法」と「不正競争防止法」を切り離して起草することを決定した。1993年に、第8期全国人民代表大会常務委員会は「反不正当競争法」を採択した。1994年に、第8期全国人民代表大会常務委員会は「独占禁止法」を立法計画に盛り込み、国家経済貿易委員会と国家工商行政管理局が共同で起草することになった。2003年に、国务院の機構改革で、国家経済貿易委員会は廃止され、新設された商務部が「独占禁止法」の起草作業を引き継いだ。2004年に、商務部と国家工商行政管理局は、共同で起草した「独占禁止法」の草案を国务院に提出した。草案では、商務部が独占禁止業務に責任を負う機関とされた。2005年2月に、国务院法制局は独占禁止法に関する第1回起草会議を開催した。商務部の草案は廃棄され、同局が起草作業を組織することになった。独占禁止法は全国人民代表大会常務委員会の立法計画に盛り込まれ、6月までに草案作業を終え、年末までに正式に公表されることになった。草案は10月になっても常務委員会に提出されなかっただけで、当該法の審議は2006年まで引き延ばされた。2006年6月に、国务院常務会議は「独占禁止法」の草案を原則採択。さらに修正した後、全人代常務委員会に提出された。2007年8月の第10期全国人民代表大会常務委員会第29次会議で、8月30日に採択され、即日公布された。

注2 木間正道・鈴木賢・高見澤鷹・宇田川幸則「現代中国法入門」(第4版)、有斐閣、2006年、68~69頁。

- 注3 同法の日本語訳文として、魏啓学「中国不正競争防止法～1993年9月2日第8期全国人民代表大会常務委員会第3次会議採択」、国際商事法務21(12)、1993年、1433～1436頁。同法制定過程の紹介として、張輝「中国競争法（反不正当競争法）について—「反不正当競争行為」を中心にして—」、公正取引520、1994年、53～60頁をそれぞれ参照。
- 注4 中国政法大学の時建中教授および北京大学法学院の盛傑民教授等は、規制の実効性に疑問を呈し、独占禁止法制定を呼びかける。
- 注5 久田貞吾（伊藤見富法律事務所）「中国の独占禁止法（1）－中国法務最前線（61）－」、2007年9月6日、<http://news.searchina.ne.jp/topic/x554.html> 参照。
- 注6 久田・前掲注5参照。
- 注7 久田・前掲注5参照。
- 注8 蘭辛珍「独占禁止法：企業の市場競争への公平な参加を保護」、北京週報日本語版、2007年9月11日、<http://www.pekinshuho.com/yzds/txt/2007-09/11/content-75798.htm> 参照。
- 注9 川島富士雄「中国独占禁止法2006年草案の選択と今後の課題－改革と開放の現段階－」、国際開発研究フォーラム34、2007年3月、105頁。また、村上正博「あるべき競争法制と中国競争法制定作業～独占禁止法改正への示唆～」、国際商事法務34(7)、2006年、869頁を参照されたい。
- 注10 松下満雄「中国の独占禁止法草案の検討」、国際商事法務33(7)、2005年、883、892頁。
- 注11 当初からドイツ法の影響を大きくうけているものであった。その後、徐々に変化して、2006年の草案ではEU競争法モデルに近づいている。前掲注9、川島、105頁、村上 869頁も参照されたい。
- 注12 Council Regulation(EC)No.139/2004, OJL 24,29,12004,P.1
- 注13 價格法14条は、不当價格行為として事業者によるカルテル、市場独占または競争者排除目的の原価割れ販売、事業者に対する差別対価、暴利行為等を禁止している。
- 注14 中国発展改革委員会令第3号（2003年6月18日公布、同年11月1日施行。）
- 注15 事業者間の協定等による價格カルテル、入札談合等（規則4条）、市場支配的地位による再販売價格拘束（規則5条）、暴利行為（6条）、競争相手を排除し、または損害を与える目的の原価割れ販売（7条）および價格差別（8条）が價格独占行為として禁止される。
- 注16 商務部、國家稅務局、国家工商行政管理局、國家外幣管理局令 2003年第3号(2003年3月7日公布、2003年4月12日施行)。
- 注17 王曉峰「中国WTOの加盟と独占禁止法制定」、法学研究25(2)、2003年、123頁。王達・韓曉非「中国における反独占法の現状およびその立法に関する提案」、国際商事法務33(5)、2005年、666頁。また、前掲注9、川島、105頁にも参照されたい。
- 注18 行政関与の独占も独占禁止法起草の過程で多くの議論を呼んだ。商務部と国家工商行政管理総局は2004年に共同で起草した独占禁止法草案に、行政関与の独占禁止に関する条項を独立した1つの章として盛り込んだ。2005年9月の草案作業で、その行為の範囲は縮小され、さらに2006年4月に国务院に提出された草案では、1章そのものが削除されてしまった。だが、最終的に全人代が審議した草案で再び復活した。
- 注19 王曉峰「競争法研究」、中国法制出版社、1999年、13頁。
- 注20 たとえば、そうした疑問を提起するものとして、前掲注14、松下、891頁にて、本草案の49条に対する注釈、また、前掲注9、川島、107頁も参照されたい。
- 注21 地方保護主義による国内市場分断の必要性を論ずるものとして、王保林「中国における市場分断」、日本経済評論社、2001年。
- 注22 独占禁止法の制定によって、電信や鉄道、民間航空、電力などの業界での行政関与の独占的行為が制限されることに大きな期待が寄せられているが、国务院法制局の曹康泰主任はこれについては悲観的だ。「禁止するには経済体制改革と政治体制改革を一段と進める必要がある。一つの法律ですべての問題を解決することはできない」と強調する。大河報2006年7月12日付。
- 注23 王・前掲注19、7～8頁、また、孔祥俊「中国独占禁止法の原理」、中国法制出版社、2001年、834頁。
- 注24 川島・前掲注9、110頁。
- 注25 「独占禁止法公布の3つの懸念」、法制日报新聞、2006年6月9日付き（中国発展改革委員会が物価と支配的地位の濫用の法執行を担当し国家工商行政管理総局がカルテル行為を監督し、商務部が企業結合を監督するとの立法関係者の観察を紹介された）。また、前掲注9、村上、869頁にも参照されたい。

注 26 阿麗莎（伊藤見富法律事務所）「中国初の独禁法成立(1)」、第 84 回日経ネット、2007 年 9 月 4 日、<http://bizplus.nikkei.co.jp/genre/soumu/rensei/ariasa.cfm> 参照。

注 27 蘭・前掲注 26 参照。

注 28 蘭・前掲注 26 参照。

中国独占禁止法

(2007 年 8 月 30 日第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 29 次会議で採択)

目次

第一章 総則

第二章 独占的協定

第三章 市場支配的地位の濫用

第四章 企業結合

第五章 行政権力の濫用による競争の排除、制限

第六章 独占的行為と疑われる行為に対する調査

第七章 法律責任

第八章 附則

第一章 総則

第一条 市場競争を保護し、独占的行為を防止および制止し、経済の運用効率を向上させ、消費者の合法的権益および社会公共利益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、本法を制定する。

第二条 中華人民共和国内の経済活動における独占的行為に対し、本法を適用する。中華人民共和国国外の独占行為が、国内の市場競争に対して排除的、制限的な影響を与える場合は、本法を適用する。

第三条 本法に定める独占的行為には、次の各号の内容を含む。

(一) 事業者の独占的協定

(二) 事業者の市場支配的地位の濫用

(三) 競争を排除または制限する効果を有

するか、または有する恐れのある事業者の結合

第四条 国は、社会主義市場経済と相応する競争規則を制定、実施し、政府がマクロ経済をコントロールする能力を整備し、統一、開放、公正な競争秩序が整う市場体系を健全する。

第五条 事業者が公正な競争を通じて、自由連合、あるいは法に基づいて企業結合を実施し、経営規模を拡大し、市場競争能力を高めることができる。

第六条 市場支配的地位を有する事業者は、市場支配的地位を濫用して、競争を排除、制限してはならない。

第七条 国の経済をコントロールする能力を有する国有企業と国の安全に係わる企業および法に基づいて専売を經營する業者について、国はその合法な經營活動を保護し、ならびにその事業者の經營行為、商品、サービスの価格を法により監督監査し、消費者利益を保護し、技術進歩を促進する。

前項に規定されている事業者は、法に基づいて經營し、誠実信用で、自律厳格に社会の監督を受ける。市場支配的地位を利用して消費者利益を損害してはならない。

第八条 行政機関および法律、法規により授權された公共事務を管理する職能を有する組織（以下「公共組織」という）は、行政権限を濫用し、競争を排除または制限してはならない。

第九条 国務院は、独占禁止委員会を設置する。国務院独占禁止委員会は、独占禁止に関する業務の指導、組織、調整に責任を負う。次の各号に掲げる職責を履行する。

(一) 競争政策の研究、策定

(二) 市場の調査、市場競争状況の評価ならびにその評価報告の公表

(三) 独占禁止ガイドラインの制定、公布

(四) 独占禁止法の執行の調整、協調

(五) 国務院の規定するその他の職責

国務院独占禁止委員会の公正と業務規則は国務院により規定される。

第十条 国務院が定める独占禁止法の執行責任を負う機構（以下「国務院独占禁止法執行機構」という）は、本法の定めに従い、独占禁止法の執行業務に責任を負う。

国務院独占禁止法執行機構は、業務の必要に応じて、省、自治区、直轄市人民政府の相応の機構に授權し、本法の定めに従い、独占禁止関連の法執行業務を行わせることができる。

第十一条 事業者団体は、業界の自律を強化し、本業界の事業者公正な競争を行をことを引導し、市場競争秩序を維持する。

第十二条 本法にいう事業者とは、関連市場内において商品の生産、経営またはサービスの提供に従事する自然人、法人およびその他の組織を指す。

本法にいう関連市場とは、事業者が一定期間内に関連する商品サービス（以下「商品」という）について競争を行う範囲または区域を指す。

第二章 独占的協定

第十三条 競争関係を有する事業者は、次の各号に掲げる独占的協定を締結することを禁止する。

- (一) 商品の価値を固定、維持し、または変更すること
- (二) 商品の生産数量または販売数量を制限すること
- (三) 販売市場または原材料調達市場を分割すること
- (四) 新技術、新設備の購入を制限し、または新技術、新製品の開発を制限すること

と

(五) 共同して取引を排除すること

(六) 独占禁止法執行機構が認定するその他の独占的協定

本法にいう独占的協定は、競争を排除、制限する協議、決定あるいはその他の協同行為である。

第十四条 事業者が取引相手との間で、次の各号に掲げる独占的協定を締結することを禁止する

- (一) 第三者に対する商品の再販売価格を固定する協定
- (二) 第三者に対する商品の再販売価格の最低価格を限定する協定
- (三) 国務院の独占禁止法執行機構が認定したその他の独占的協定

第十五条 事業者が達成された協定は、次の各号に掲げるの状況のいずれかに該当することが証明できれば、本法第十三条、第十四条の規定に適用しない。

- (一) 技術改良、新製品の研究開発のためである場合
- (二) 製品品質の向上、原価の引下げ、効率の増進、製品規格および基準の統一のためである場合
- (三) 中小事業者経営効率を高め、中小事業者の競争力を増強するためである場合
- (四) エネルギーの節約、環境の保護、災害救助などの社会公共の利益を実現するためである場合
- (五) 経済的不況による販売量の著しい減少または生産の明らかな過剰を緩和するためである場合
- (六) 対外貿易および経済協力における正当な利益を保障するためである場合
- (七) 法律と国務院に規定されるその他の事由

前項第一号から第五号までの状況が、本法の第十三条、第十四条の規定に適用

しない場合には、事業者はその独占的協定が関連市場の競争を厳重に制限する恐れがなく、これにより生じる利益を消費者に享受させることが可能である旨を証明しなければならない。

第十六条 事業者団体は、本業界の事業者に本章で禁止される独占的行為に従事することを指示、指導してはならない。

第三章 市場支配的地位の濫用

第十七条 市場支配的地位を有する事業者は、次の各号に掲げる濫用行為を禁止する

- (一) 不公平な高価格で商品を販売または不公平な低価格で商品を購入すること
- (二) 正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売すること
- (三) 正当な理由なく、取引相手との取引を拒否すること
- (四) 正当な理由なく、取引先に自己との間でのみ取引するよう制限し、またはその指定した事業者との間でのみ取引するよう制限すること
- (五) 正当な理由なく、商品を抱き合わせて販売する、または取引に当たってその他の不合理な取引条件を付加すること
- (六) 正当な理由なく、条件が同等の取引先に対して、取引価格等の取引条件において差別的取扱をすること
- (七) 独占禁止法執行機構が認定するその他の市場における支配的地位を濫用する行為

本法でいう市場支配的地位は、事業者が関連市場内において商品の価格、数量またはその取引条件をコントロールすることができ、または他の事業者が関連市場に参入する能力を阻止し、もしくは影響することができる市場的地位を指す。

第十八条 事業者が市場支配的地位を有することについての認定は、以下の各号の要素に基づかなければならぬ。

- (一) 当該事業者の関連市場における市場占有率および関連市場の競争状況
- (二) 当該事業者の販売市場または原材料調達市場をコントロールする能力
- (三) 当該事業者の財力および技術的条件
- (四) 他の事業者の当該事業者に対する取引上の依存度
- (五) 他の事業者による関連市場への参入の難易度
- (六) 当該事業者が市場の支配的地位を有することを認定する上で関連するその他の要素

第十九条 事業者が、以下の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、市場支配的地位を有するものと推定することができる。

- (一) 関連市場における単独の事業者の市場占有率が2分の1に達している場合
 - (二) 関連市場における二つの事業者の市場占有率の合計が3分の2に達している場合
 - (三) 関連市場における三つの事業者の市場占有率の合計が4分の3に達している場合
- 前項(二)号および(三)号に定める状況で、そのうちのある事業者の市場占有率が10分の1に満たない場合は、当該事業者が市場における支配的地位を有すると推定してはならない。

第四章 企業結合

第二十条 企業結合とは、以下の各号に掲げる状況を指す。

- (一) 事業者が合併する場合
- (二) 事業者がその他の事業者の十分な数量の議決権を有する株式または資産を取得する場合
- (三) 事業者が契約等の方法によりその他

の事業者の支配権を取得すること、またはその他の事業者に対して決定的な影響を与えることが可能となる場合

第二十一条 企業結合に参与する事業者は、國務院が規定する届出基準に満たす場合は、事前に國務院獨占禁止法執行機構に届出しなければならない。國務院獨占禁止法執行機構に届出していない場合、事業者は結合してはならない。

第二十二条 企業結合において次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、國務院獨占禁止法執行機構に届出しなくてよい。

(一) 企業結合に参与する一つの事業者がその他の各事業者の 50 パーセント以上の議決権を有する株式または資産を保有している場合

(二) 企業結合に参与する事業者の 50 パーセント以上の議決権を有する株式または資産が同じ一つの結合に参与していない事業者に保有されている場合

第二十三条 事業者が國務院獨占禁止法執行機構に企業結合を届出する場合、次の文書、資料を提出しなければならない。

(一) 届出書

(二) 企業結合が関連市場の競争状況に及ぼす影響の説明

(三) 結合の合意

(四) 登録会計士の監査を受けた結合に参与する事業者の前会計年度の財務報告書

(五) 國務院獨占禁止法執行機構が定めるその他の文書、資料

届出書には、企業結合に参与する事業者の名称、所在地、経営範囲、結合実施予定期日および國務院獨占禁止法執行機構が規定する他の事項を明記しなければならない。

第二十四条 事業者が提出した文書、資料に不備があった場合は、國務院獨占禁止法執行機構の定める期間内に文書、資料を補充提出しなければならない。事業者が期限を超過しても文書、資料を補充提出

しなかった場合は、届出しなかったものとみなす。

第二十五条 國務院獨占禁止法執行機構は、事業者が提出した本法第 23 条の規定に合致する文書、資料の受領日から起算して 30 日以内に、届出した事業者団体に対して書類審査を行い、次の審査を実施するか否かを決定し、かつ事業者に書面で通知しなければならない。國務院獨占禁止法執行機構が決定する前に、事業者は当該結合を実施してはならない。

國務院獨占禁止法執行機構が次の審査を実施しないと決定し、または期限を超過して決定しない場合は、事業者は当該結合を実施することができる。

第二十六条 國務院獨占禁止法執行機構が次の審査を実施すると決定した場合は、決定日から起算して 90 日以内に審査を終了し、企業結合を禁止するか否かを決定し、かつ事業者に書面で通知しなければならない。企業結合の禁止を決定した場合は、理由を説明しなければならない。審査期間中は、事業者は当該結合を実施してはならない。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、國務院獨占禁止法執行機構は、事業者に書面で通知することにより、前項に定める審査期間を延長することができるただし延長期間は最長で 60 日を超えてはならない。

(一) 事業者が審査期間の延長に同意する場合

(二) 事業者の提出した文書、資料が不正確で、更に確認が必要である場合

(三) 届出後、事業者の関連状況に重大な変化が生じた場合

國務院獨占禁止法執行機構が期限を超過しても決定しなかった場合には、企業

結合を禁止しなかったものとみなす。

第二十七条 企業結合を審査する場合、次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (一) 企業結合に参与する事業者の関連市場における市場占有率およびその市場に対する支配力
- (二) 関連市場における市場結合度
- (三) 企業結合が市場参入、技術進歩に対して与える影響
- (四) 企業結合が消費者および他の関連事業者に対して与える影響
- (五) 企業結合が国民経済発展および社会公共利益に対して与える影響
- (六) 国務院独占禁止法執行機構が考慮すべきと認めるその他の要素

第二十八条 企業結合が競争の排除、制限効果を有し、または有する恐れがある場合、国務院独占禁止法執行機構は、企業結合の禁止を決定しなければならない。ただし、企業結合が競争に対して生じる有利な要素が不利な要素よりも明らかに大きいこと、または企業結合が公共の利益の要求に合致することを事業者が証明できる場合には、国務院独占禁止法執行機構は、企業結合を禁止しないと決定することができる。

第二十九条 国務院独占禁止法執行機構が企業結合を禁止しない場合は、企業結合に制限的条件を加える決定をすることができる。

第三十条 国務院独占禁止法執行機構は、企業結合を禁止する決定または企業結合に制限的条件を加える決定を社会に対して速やかに公告しなければならない。

第三十一条 事業者は、外資を利用して国内企業を合併し、あるいは他の方法で企業結合に参与し、国の安全に係り、本法の規定により審査を受けるほか、国家の他の関係規定に基づいて安全審査を受けなければならない。

第五章 行政権力の濫用による競争の排除、制限

第三十二条 行政機関および公共組織は、行政権限を濫用し、いかなる方法でも、企業その他の組織および個人に対して指定した事業者が提供する商品のみを取扱わせ、購買させるか、または使用させるようして制限し、もしくは形を変えて制限をしてはならない。

第三十三条 行政機関および公共組織は、行政権限を濫用し、次の各号に掲げる行為を実施し地域間における商品の自由な流通を妨害してはならない。

- (一) 他の地域の商品に対して差別化した料金徴収項目を設定し、差別化した料金基準を実行し、または差別化した価格を規定する。
- (二) 他の地域の商品に対して当該地域の同類商品と異なる技術上の要求、検査基準を用い、または他の地域の商品に対して複数検査、複数認証の差別的な技術上の措置を講じ、他の地域の商品の当該地域市場への参入を制限する。
- (三) 他の地域の商品のみに対する行政許可を実施して、他の地域の商品の当該地域市場への参入を制限する。
- (四) 検問所の設置またはその他の手段を講じ、他の地域の商品の参入または当該地域の商品の流出を阻害する。
- (五) 地域間で商品の自由流通を妨害する他の行為

第三十四条 行政機関及び公共組織は、行政権限を濫用し、差別化した評価審査基準を設定し、または法に従わない情報公開等の方式により、その他の地域の事業者による当該地域の入札活動への参加を排斥または制限をしてはならない。

第三十五条 行政機関及び公共組織は、行政権限を濫用し、当該地域の事業者と不平等な待遇等の方法を講じ、他の地域の事

業者による当該地域での投資または支店等の設置を排除または制限をしてはならない。

第三十六条 行政機関及び公共組織は、行政権限を濫用し、事業者が本法に規定する独占行為に従事することを強制してはならない。

第三十七条 行政機関は、行政権限を濫用し、競争を排除、制限する内容を含む規定を制定してはならない。

第六章 独占的行為と疑われる行為に対する調査

第三十八条 独占禁止法執行機構は、法に基づき疑いのある独占的行為に対して調査を行うことができる。

いかなる企業その他の組織および個人の独占の疑いのある行為であっても、独占禁止法執行機構に対して通報する権利を有する。独占禁止法執行機構は、通報者のために秘密を保持しなければならない。

報告は書面形式を採用し、かつ関連事実および証拠を提供するものである場合、独占禁止法執行機構は必要な調査を行わなければならない。

第三十九条 独占禁止法執行機構は独占の疑いのある行為を調査する場合、つぎの各号に掲げる措置を講じることができる。

(一) 調査対象の事業者の営業施設およびその他の関連施設に立入検査を行うこと。

(二) 調査対象の事業者、利害関係者またはその他の関連単位および個人に質問し、その関連状況の説明を求めるこ。

(三) 調査対象の事業者、利害関係者またはその他の関連単位および個人に関連書類、協議書、会計帳簿、業務書簡、電子データ等の文書、資料の提供を要求し、またそれを閲覧し、複製すること。

(四) 関連証拠を差押え、押収すること。

(五) 事業者の銀行口座を調査すること。

前項に規定する措置を講じる場合は独占禁止法執行機構の主たる責任者に書面で報告し、かつ許可を受けなければならぬ。

第四十条 独占禁止法執行機構が独占の疑いのある行為を調査する場合、執行者は二人を下回ってはならず、かつ証明書類を提示しなければならない。

執行者が質問および調査を行う場合は、調書を作成し、かつ質問対象者または調査対象者の署名を得なければならない。

第四十一条 独占禁止法執行機構およびその執行職員は、法に従い職責の履行において知り得た営業秘密について秘密保持義務を負う。

第四十二条 調査対象の事業者、利害関係者またはその他の関連事業者および個人は、独占禁止法執行機構に協力して法に基づく職責の履行に協力しなければならず、独占禁止法執行機構の調査を拒絶し、妨害してはならない。

第四十三条 調査対象の事業者、利害関係者は意見を述べ、弁明する権利を有する。独占禁止法執行機構は調査対象の事業者、利害関係者の提出した事実、理由および証拠につき事実確認を行わなければならない。

第四十四条 独占禁止法執行機構は、独占の疑いのある行為を調査し事実確認を行った後、独占的行為を構成すると認定した場合、法に従い処分の決定をしなければならず、かつ社会に公表することができる。

第四十五条 独占禁止法執行機構が調査した独占の疑いのある行為は、調査対象の事業者がこれを承認し、かつ一定期間内において具体的措置をとり独占的行為の結果を除去することを承諾した場合、独占禁止法執行機構は調査の中止を決定することができる。調査の中止を決定する場合は、調査対象の事業者が承諾した具体

的内容を明記しなければならない。

独占禁止法執行機構が調査中止を決定する場合、事業者の承諾の履行状況を監督しなければならない。事業者が承諾を履行した場合、独占禁止法執行機構は調査の終了を決定することができる。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、独占禁止法執行機構は調査を再開しなければならない。

- (一) 事業者が承諾を履行しない場合
- (二) 調査中止を決定した根拠となる事実に重大な変化が生じた場合
- (三) 調査中止の決定が事業者の提供した不完全または真実ではない情報に基づいてなされている場合

第七章 法律責任

第四十六条 事業者が本法の規定に違反し、独占的協定を達成かつ実施した場合には、独占禁止法執行機構が違法行為の停止を命じ、前年度販売額の1パーセント以上10パーセント以下の制裁金を課し、かつ違法所得を没収する。独占的協定を実行していない場合は、50万元以下の制裁金を課すことができる。

事業者が自発的に独占禁止法執行機構に独占的協定の達成に関する状況を報告し、かつ重要な証拠を提出した場合には、独占禁止法執行機構は情状を酌量して当該事業者に対する処罰を軽減または免除することができる。

事業者が本法の規定に違反し、本業界の事業者を指導して独占的協定を締結した場合は、独占禁止法執行機構は、50万元以下の制裁金を課すことができる。情状嚴重の場合は、社会団体登録の管理機関がその団体登録を取り消すこと(解散)ができる。

第四十七条 事業者が本法の規定に違反し、市場における支配的地位を濫用し、競争を排除し、または制限する場合には、

独占禁止法執行機構が違法行為の停止を命じ、前年度販売額の1パーセント以上10パーセント以下の制裁金を課し、かつ違法所得を没収することができる。

第四十八条 事業者が本法の規定に違反し、企業結合を実施した場合には、国务院独占禁止法執行機構が結合実施の停止を命じ、または期限を定めて株式、資産の処分、営業の譲渡およびその他の必要な措置を講じ、企業結合の実施前の状態に回復させるよう命じることができる。ならびに50万元以下の制裁金を課すことができる。

第四十九条 本法第四十六条、第四十七条、第四十八条に定める罰則に対して、独占禁止法執行機構が具体的な制裁金額を確定する場合は、違法行為の性質、程度および継続した時間等の要素を考慮しなければならない。

第五十条 事業者が独占的行為を実施し、他人に損失を与えた場合は、法に従い民事責任を負う。

第五十一条 行政機関および公共組織が行政権限を濫用し、競争を排除し、または制限する行為を実行した場合には、上級機関が是正を命じる。直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して法に従い処分を与える。独占禁止法執行機構が上級機関に処理の意見を提出することができる。

法律、行政法規が、行政機関および公共組織の行政権限濫用による競争排除または制限行為に対する処分につき別途規定する場合は、その規定に従う。

第五十二条 独占禁止法執行機構は、疑いのある独占行為を審査、調査するとき、事業者が関係資料、情報の提出に拒絶し、偽りの資料、情報を提供し、証拠を隠蔽、破壊、移り、あるいはその他の調査を阻止、妨害する場合は、是正を命じ、個人に対して2万元以下の制裁金を課し、事業者に対しては20万元以下の制裁金を

課すことができる。情状が嚴重である場合には、個人に対して2万元以上10万元以下の制裁金を課し、事業者に対しては20万元以上100万元以下の制裁金を課すことができる。犯罪を達する場合は、法に従い刑事責任を追及する。

第五十三条 独占禁止法執行機構が本法第二十八条、第二十九条に基づき行った決定に対して不服がある場合は、法に従い行政不服申立を行うことができる。行政不服申立の決定に不服がある場合は、法に従い行政訴訟を提起することができる。独占禁止法執行機構で決定された前項以外の決定に対して不服がある場合には、法により再審査を申請し、あるいは行政訴訟を提起することができる。

第五十四条 独占禁止法執行機構の執行職員が執行過程において職権を濫用し、職務懈怠し、私情のために不正行為を働き、または実行過程で知り得た事業者の営業秘密を漏洩し、犯罪を達する場合は、法に従い刑事責任を追及する。犯罪を達していない場合は、法に従い処分を与える。

第八章 附則

第五十五条 事業者が知的財産権に関する法律、行政法規の規定に従い知的財産権を実施する場合には、本法を適用しない。ただし、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除し、制限する行為は、本法を適用する。

第五十六条 農業生産者および農村経済組合が農産品の生産、加工、販売、輸送、貯蔵等の経済活動において実施した協定、連合またはその他の協同行為には、本法を適用しない。

第五十七条 本法は2008年8月1日より実施する。